

原告準備書面(12)の概要

2007(平成19)年7月13日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

弁護士 福田 寿 男

本日提出した原告準備書面(12)は、利水の問題に関する被告準備書面(10)に対して反論を行い、合わせて利水面において被告らが八ッ場ダム事業に参画することが著しく不合理であることを裏付ける事実を整理するものです。

1 地方公共団体による水需要予測については、相模大堰事件の横浜地裁判決があります。この判決は、当初事業計画の前提として用いられた水需要の予測値が、実測値に比して「相当に乖離してきたこと」が計画再検討義務を発生させる、という条理を説いたものです。したがって、この判例を前提としますと、「長期的な需要予測等に基づいて計画的に行う公共事業について、適切な分析に基づいて計画を策定しなかった場合、あるいは計画実施後検証を繰り返して適切に事業計画の見直しをせず、漫然と当初計画どおりに事業を進めてきた場合には、事業支出が違法とされる可能性が高いこと」になります。

そこで、まず群馬県における水需要予測の状況を検証します。

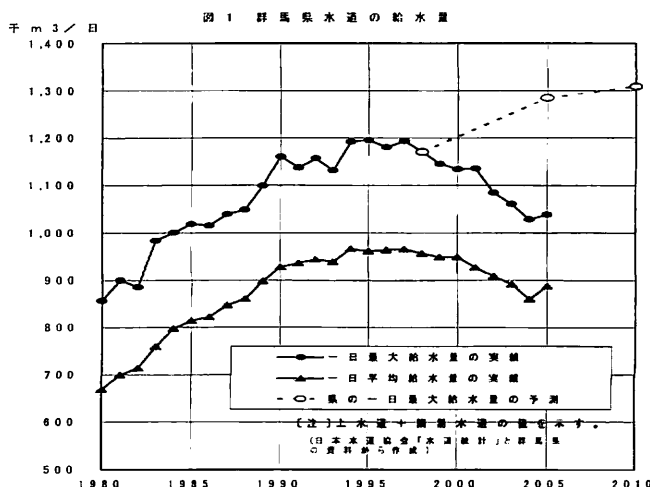


図1は群馬県の水道の一日最大給水量、一日平均給水量について実績と県の予測値を比較したものです。一日最大給水量の実績は、1994～1997年度の約120万m³/日をピークとして、1998年度以降はほぼ減少の一途を辿り、最新年の2005年度には104万m³/日まで低下しています。この7年間に16万m³/日、13%も減少しています。それに対して、群馬県の予測では一日最大給水量が2010年には131万m³/日まで増加することになっており、予測と実績の乖離が凄まじい。とにかく、実績がほぼ減少の一途を辿っているという現実を否定して、増加し続けるという正反対の予測を行っているのです。予測の中間目標年次である2005年についてはすでに実績値が出ているので、実績値と予測値を比較すると、前者が104万

m³/日、後者が129万m³/日で、25万m³/日もの差が生じ、24%の過大予測になっています。

このように予測が実績と大きく乖離した要因は二つあります。一つは人口の予測の誤りであり、もう一つは一人当たり給水量の予測の誤りです。

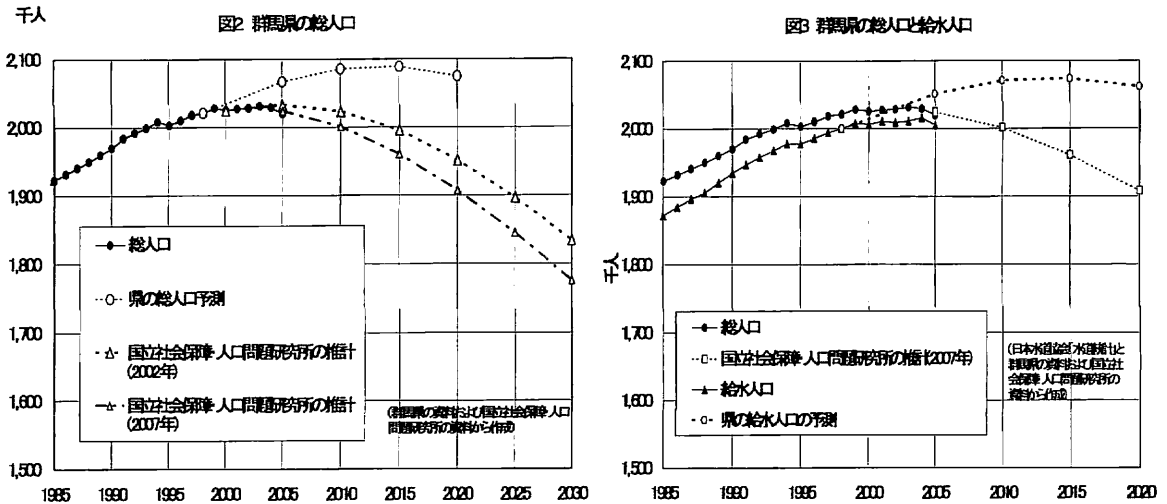
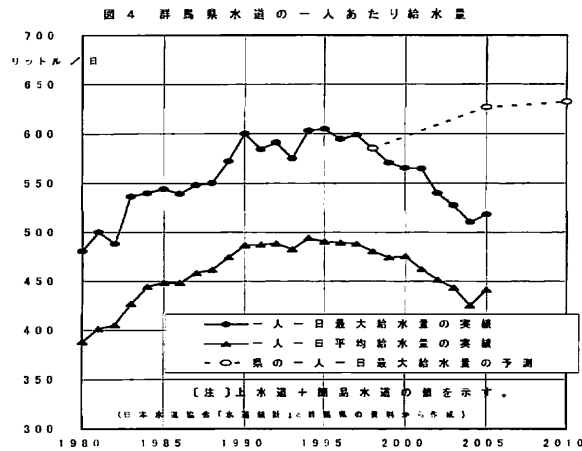
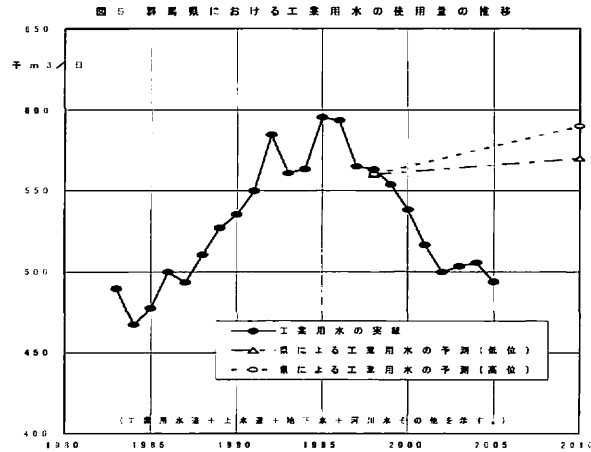


図2、3は県の総人口、給水人口の実績と県の予測、および国立社会保障・人口問題研究所の人口予測を比較したものです。県の予測では、総人口は2010年には209万人まで増加することになっていましたが、2005年は202万人にとどまり、減少傾向になっています。この総人口は今後も減少し続け、国立社会保障・人口問題研究所の2002年の予測では2030年には183万人まで減ることになっています。さらに今年5月に発表された同研究所の予測では減少速度が高まって、2030年には178万人になることになっています。総人口が減っていくのであるから、県の予測のように給水人口が増加していくことはありえないことです(図3)。



実績ともっと大きく乖離しているのは、一人当たり給水量の予測です。図4は一人一日最大給水量の実績と予測を比較したものです。実績が1995年度の604ℓをピークとしてほぼ減少し続け、2005年度には518ℓまで低下しています。減少量は86ℓ、減少率は14%にもなっています。この減少の要因は主に節水型機器の

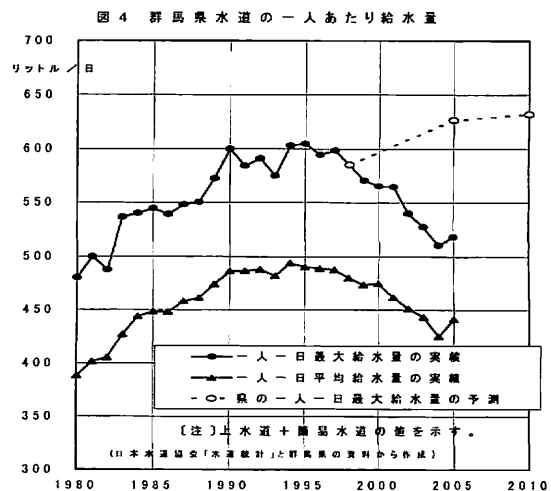
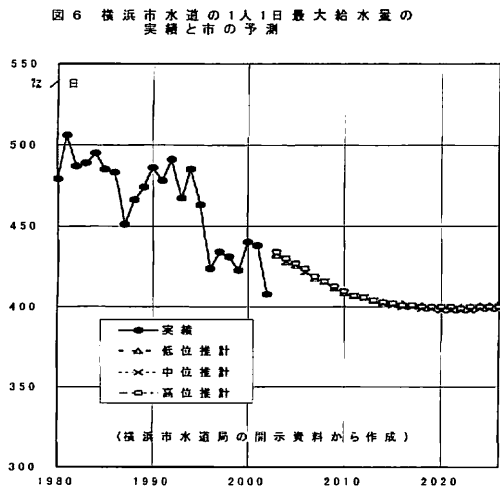
普及と漏水防止対策の推進にあります。それに対して群馬県の予測では一人一日最大給水量は増加し続けて2010年度には632ℓになることになっています。中間目標年次の2005年の予測値は627ℓで、同年の実績値を105ℓ（21%）も上回っています。尋常ではない過大予測といわざるを得ません。



次に、工業用水について実績と予測を比較しますと、図5のとおり、実績は1995年の59.5万m³/日をピークとして、その後、ほぼ減少し続け、2005年には49万m³/日まで、2割近く減っています。それに対して、群馬県の高位の予測は59万m³/日であり、実績との乖離が大きいです。

では、実績に即した水需要予測は不可能なのでしょうか？

群馬県がなぜ、実績と乖離した予測を行い、その是正をしようとならないのか。それは、八ッ場ダム事業への参加の理由をつくることを目的としているからです。もし、八ッ場ダムへの参加の必要性がなければ、群馬県は適正な水需要予測を行うに違いありません。実際に新規ダム計画への参加の必要性がなくなった都市、いわば、ダム計画の呪縛から解放された都市においては、実績を重視した科学的な水需要予測を行っています。例えば、横浜市です（図6）。これと図4の群馬県の予測を対比すれば、群馬県の予測がどれほど実績無視の非合理的なものであるかがよくわかります。



2 水道の保有水源に関する再反論

我々原告は、群馬県における2005年度の上水道の一日最大給水量は96万m³/日であり、これに対する群馬県内の上水道が保有する水源（水道用水供給事業を含む）は次のとおりですから、取水量と給水量の差を考慮しても、群馬県の上水道が近年の一日最大給水量を大きく上回る水源をすでに保有していることは明白である、と主張しています。

	(取水量ベース)
① 水道用水供給事業の河川水	42.0万m ³ /日
② 上水道事業の河川水	32.2万m ³ /日
③ 上水道事業の地下水	51.0万m ³ /日
合計	約125万m ³ /日

これに対して、被告らは、上記①水道用水供給事業の河川水42.0万m³/日は八ッ場ダム開発水17.3万m³/日を含んだものであり、上記③上水道事業の地下水51.0万m³/日は地盤沈下問題を考慮すると、38万m³/日とすべきだと反論しています。

被告らは取水量と給水量の差を考慮すれば、この保有水源量であると、群馬県の上水道は大幅な不足が生じるというのです。

しかし、被告らによる、上記①についての主張は水利権の事実を歪曲して述べたものですし、また、上記③についての主張は地盤沈下の状況を過剰に危険視したものです。

まず、水道用水供給事業の保有水源（上記①）についてですが、被告らが、八ッ場ダム開発水17.3万m³/日（2m³/秒）が含まれていると主張するのは、県央第二水道および東部地域水道の夏期の広桃用水転用について県が保有する水源、2.0m³/秒の冬期分として八ッ場ダムが対応していることを意味しているにすぎず、八ッ場ダムに全面的に依存しているという事実はありません。

渇水が起きるのはほとんど夏期に限定され、冬期の水利権は形式的に許可されているものに過ぎません。冬期は夏期よりも降雨が少ないため、河川の流量も少ないのですが、かんがい用水の取水が激減するので、水利用の面では夏期よりも余裕があり、ダム等による水源手当てがなくとも、水道等が取水する上で支障をきたすことはありません。

被告らはあたかも、八ッ場ダムの水利権が夏期冬期を通じて全面的に水道用水供給事業を支えているかのように主張していますが、渇水が問題になることがある夏期については八ッ場ダムは現在そして将来とも依存する必要のない水源開発なのです。その事実を語らない被告らの主張はきわめて不誠実といわざるを得ません（なお、工業用水道も同様の状況です。）。

3 地下水に関する再反論

被告らは「群馬県の地盤沈下は県東南部地域を中心に依然として進行しており、地下水の代替水源として八ッ場ダムを水源とする東部地域水道用水供給事業及び東毛工業用水道事業を進めることにより、『関東平野北部地盤沈下防止対策要綱』における保全地域の地下水採取目標量の達成に努めることが求められている」、「平成10年以降においても地盤沈下が引き続き進行していることから、地下水揚水量の縮減に努めているところであり、平成10年の地下水利用量をもって保有水源とすることができない。」などと反論しています。

しかし、環境省が2006年12月に発表した「平成17年度全国の地盤沈下地域の概況」では群馬県を含む関東平野北部の地盤沈下の状況について図9が示され、次のとおり記述されています。「2cm以上の沈下が認められたのは茨城県のみで、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県では認められなかった。」通常、地盤沈下として問題とすべき年間沈下量は2cmであって、環境省でもその考え方に基づいて地盤沈下の状況をまとめているのです。

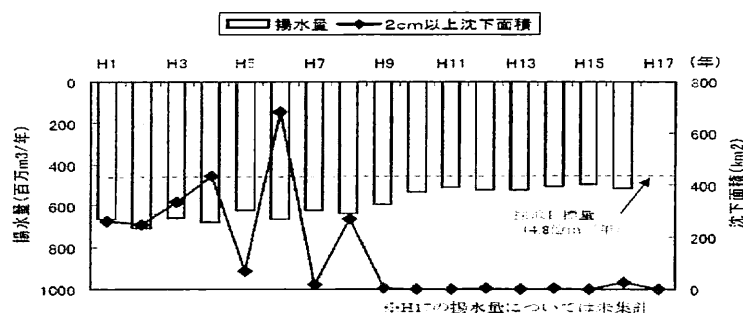


図 10 地下水揚水量及び地盤沈下面積の推移

図9 環境省「平成17年度全国地盤沈下地域の概況」

群馬県の地盤沈下の推移をみますと、すでに原告準備書面(5)で主張しましたように、年間2cm以上の沈下面積は1995年以降はゼロとなっており、環境省の地盤沈下状況のまとめ方に沿って考えれば、1995年以降、群馬県では問題とすべき地盤沈下は起きていません。上記の環境省の報告に記されている地盤沈下の直接被害・間接被害を見ても、群馬県については無しになっており、地盤沈下による被害は存在しません。したがって、群馬県の地盤沈下についてはある程度の予防的な措置は必要だとしても、過剰に地盤沈下を危険視して必要以上に地下水汲み上げの削減を行うべきではありません。地下水は水道水源としておいしさと安全性の面で最高級の水源であり、可能な範囲でその利用を進めていくべきではないでしょうか。

問題とすべき2cm以上の地盤沈下が最近では群馬県では見られなくなっているにもかかわらず、いたずらに地盤沈下の危険性を煽って、八ッ場ダム事業への参加の理由をつくらうとする被告らの主張はきわめて恣意的なものといわざるを得ません。

因みに、「群馬県的生活環境を保全する条例」による地下水規制は、対象地域にある一定規模以上の井戸を揚水特定施設として設置の届出と地下水採取量の報告を義務

付けているだけであって、東京都、埼玉県、千葉県で実施されている新設井戸の禁止は群馬県では行われていません。例えば、工場が新たに自家用井戸を設置することも可能であり、地下水規制としてはきわめて不十分なものです。群馬県は被告準備書面(10)では、いかにも地盤沈下を危険視する主張を展開していますが、実際にはこのように県内の地盤沈下についてさほどの危機感を有していないのです。

以上が被告の反論に対する原告の再反論の骨子であり、やはりハッ場ダムには利水上の必要性が全くなく、同ダム事業に対する公金の支出は違法といわざるを得ないのです。

以 上